

高校生期を核としたライフキャリア教育推進事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

高校生期を核としたライフキャリア教育推進事業

2 委託業務の目的

- (1) 益田市が掲げるライフキャリア教育の推進のために、専門的な知識を持って市内高校（明誠高校、益田東高校、益田養護学校）と連携・協働し、ライフキャリア教育の充実を図ることを目的とする。
- (2) 市内高校生の学校外の活動づくりを支援し、多様なロールモデルとの接続により、高校生等が多様なライフキャリアに触れる場を構築する。それにより、高校生に新たな価値観が芽生え、学校外の活動が創出されることを目的とする。
- (3) 益田市未来の担い手コンソーシアムの運営を支援し、市内企業と連携したライフキャリア教育の推進を図ることを目的とする。

3 委託業務期間

業務委託の期間は、契約締結の日から令和11年3月31日までとする。

4 業務内容

- (1)次の点については、必須で実施すること

①市内3高校のライフキャリア教育に関する授業を実施する際の企画及び支援

- ・事業対象

明誠高校、益田東高校、益田養護学校

- ・業務の詳細

専門的な知識を持って授業の企画及び支援を行う。（3授業以上）

各校の教員及び生徒との関係性を密に図り、効果的に授業に関わること。

- ・アンケート調査

参加者（生徒及び学校関係者等）に対して満足度等のわかるアンケート調査を実施し、事業終了後、提出すること。

- ・情報発信

「MASUDA no Hito」サイトに、活動内容の記事を掲載（年3事例以上）

②市内高校生の学校外の活動づくりを支援し、多様なロールモデルとの接続により、高校生が多様なライフキャリアに触れる機会を構築する。

- ・事業対象者

益田市内在住者

- ・業務の詳細

高校生等が学校外で活動できる場所を開設すること。平均週2回以上（1日平均4時間以上）または年間104日以上確保すること。

・ ロールモデルのライフキャリアに触れる場を構築またはコーディネートすること。

- ・ アンケート調査

利用者（高校生及び活動関係者）に対して、満足度等のわかるアンケートを実施すること。

- ・ 情報発信

「MASUDA no Hito」サイトに、活動内容の記事を掲載（年4回）

③ 益田市未来の担い手育成コンソーシアムの運営支援

- ・ 全体会議及び担当者会議の企画・運営支援を行うこと。

・ 市内企業と連携したライフキャリア教育の推進のため、益田版職場体験の実施に係る企業募集や連絡・調整など事業支援を行うこと。

- ・ 情報発信

「MASUDA no Hito」サイトに、活動内容の記事を掲載（年3事例以上）

④ 業務執行に関する市との協議

業務の適切かつ円滑な執行のため、市と協議を行うものとする。

協議は益田市教育委員会ひとつづくり推進課で行い、月次報告提出時に行うことを基本とする。

⑤ 報告に関すること

- ・ 月次報告

委託者が指定した様式により翌月15日までに提出すること。

（紙媒体1部、データ（メール可））

※事業で撮影した静止画のデータも併せて提出すること

報告書の提出に併せて、業務の進捗状況や問題点等について口頭にて報告すること。

- ・ 年次報告

各年度の委託事業終了後、以下、発注者が指定する期日までに提出すること。

事業毎の事業報告

委託業務全体の総括及び次年度に向けた展望

- ・ その他

委託業務において、トラブルが発生した際には、速やかに報告すること。

(2) 次の点については、予算の範囲内で実施可能とする。

(1) に記載のあること以外に、当委託事業の目的に沿った独自で企画した事業

(3) 次の点については、事業を実施する際に注意すること。

① 業務で知り得た個人情報についての取り扱い。

② 生徒との私的な情報交換については十分に留意すること。

(4) 委託者は、前項の報告を受け事業の目的を達成するために必要と認められる場合は、受託者との協議により業務内容の一部を変更し指示することができる。

(5) 委託者は、受託者の業務遂行にかかる必要経費を予算の範囲内において措置するものとし、受託者は最大の効果が得られるようこれを計画的に執行するものとする。

(6) 受託者は、学校や地域住民等から委託業務とは直接関係ない相談や苦情等を受けた場合は、速やかに委託者に報告するものとする。

5 委託成果品

各年度末には年度を通した実施報告書を提出すること。

6 委託料の支払い

- (1)委託料の支払については、年額を4期に分割し、1期（4月から6月）は4月中旬までに、2期（7月から9月）は7月中旬までに、3期（10月から12月）は10月中旬までに、4期（1月から3月）は1月中旬までに、受注者が期毎に請求書を発行するものとする。
- (2)発注者は、仕様書に記載する報告業務により提出された報告書を基に検収行為を行った後、前項に規定する請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者が指定する金融機関口座に請求金額を振り込むものとする。

7 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知りえた秘密を他の目的に使用し、また他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。

特に個人情報については別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

8 著作権その他知的財産権

本事業により新たに制作した制作物について

- (1)受託者は、制作、納品した制作物については、益田市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2)受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用権及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
- (3)受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (4)受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の物の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようすることとする。
- (5)当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等の間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。
- (6)委託者から提供する既存の情報については、著作権は委託者に帰属するものとする。

9 その他の留意事項等

- (1) 本市から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨本市へ報告すること。
- (2) 本事業の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

ただし、本事業の一部についてあらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。なお、再委託した業務に伴う当該第三者の行為については、受託者がすべての責任を負うものとする。
- (3) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (4) 業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により隨時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告すること。
- (5) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

10 その他

- (1) 仕様の詳細については、本業務の受託者として決定したのち、本市との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容がすべて盛り込まれるものではない。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。